証券コード　5036
（発送日）2023年12月 5日
（電子提供措置の開始日）2023年11月28日

株　主　各　位

東京都港区虎ノ門一丁目23番１号
虎　ノ　門　ヒ　ル　ズ　森　タ　ワ　ー
日本ビジネスシステムズ株式会社
代表取締役社長　牧　田　幸　弘

第33期定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。

さて、当社第33期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申しあげます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の以下の各ウェブサイトに掲載しておりますので、いずれかのウェブサイトにアクセスの上、ご確認くださいますようお願い申しあげます。

【当社ウェブサイト】
https://www.jbs.co.jp/corp/ir/news

【東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）】
https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show
（上記の東証ウェブサイトにアクセスいただき、「銘柄名（会社名）」に「日本ビジネスシステムズ」又は「コード」に当社証券コード「5036」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類／PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知／株主総会資料」欄よりご確認ください。）

なお、当日ご出席されない場合は、お手数ながら株主総会参考書類をご検討の上、「議決権行使についてのご案内」に記載の書面（郵送）又はインターネットのいずれかの方法によって、2023年12月21日（木曜日）午後５時30分までに議決権を行使くださいますようお願い申しあげます。

また、株主総会当日の模様をご視聴いただけますよう、インターネットによるライブ配信を行います。詳細は本招集ご通知の「株主総会ライブ配信・事前質問についてのご案内」をご参照ください。

敬　具

記

1．日　　時　2023年12月22日（金曜日）午前10時（受付開始：午前９時30分）

2．場　　所　東京都港区虎ノ門一丁目23番３号
虎ノ門ヒルズ森タワー４階　虎ノ門ヒルズフォーラム　ホールB
（末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。）

3．目的事項

報告事項　第33期（2022年10月１日から2023年９月30日まで）事業報告、連結計算書類及び計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件

決議事項

第１号議案　剰余金処分の件

第２号議案　取締役７名選任の件

第３号議案　補欠監査役１名選任の件

第４号議案　退任取締役に対する退職慰労金贈呈の件

4．招集にあたっての決定事項（議決権行使についてのご案内）

(1) 書面（郵送）により議決権を行使された場合の議決権行使書において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。

(2) インターネットにより複数回、議決権を行使された場合は、最後に行われた議決権行使を有効なものとしてお取り扱いいたします。

(3) インターネットと書面（郵送）により重複して議決権を行使された場合は、到着日時を問わず、インターネットによる議決権行使を有効なものとしてお取り扱いいたします。

(4) 代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する他の株主の方１名を代理人として株主総会にご出席いただけます。ただし、代理権を証明する書面のご提出が必要となりますのでご了承ください。

以　上

当日ご出席の際は、お手数ながら議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。

本株主総会においては、書面交付請求の有無にかかわらず、一律に電子提供措置事項を記載した書面をお送りいたします。なお、当該書面は、法令及び当社定款第15条第２項の規定に基づき、次に掲げる事項を除いております。

・事業報告の「業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況」

・連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」「連結注記表」

・計算書類の「株主資本等変動計算書」「個別注記表」

従いまして、当該書面に記載している事業報告、連結計算書類及び計算書類は、監査役及び会計監査人が監査報告を作成するに際して監査した対象の一部であります。

なお、電子提供措置事項に修正が生じた場合は、修正した旨、修正前及び修正後の事項をインターネット上の各ウェブサイトに掲載させていただきます。



議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆様の大切な権利です。
株主総会参考書類をご検討の上、議決権を行使してくださいますようお願い申しあげます。
議決権を行使する方法は、以下の３つの方法がございます。



株主総会にご出席される場合

議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

日　時

2023年12月22日（金曜日）
午前10時（受付開始:午前９時30分）



書面（郵送）で議決権を行使される場合

議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示の上、切手を貼らずにご投函ください。

行使期限

2023年12月21日（木曜日）
午後５時30分到着分まで



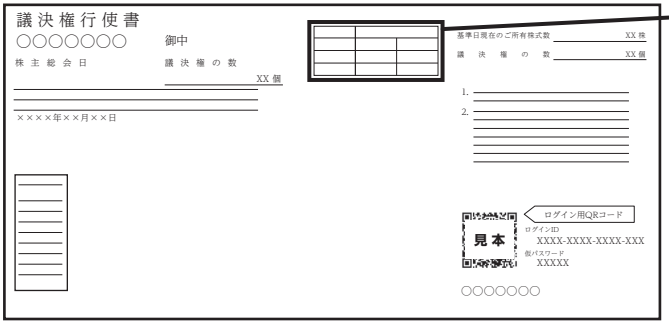
インターネットで議決権を行使される場合

次ページの案内に従って、議案に対する賛否をご入力ください。

行使期限

2023年12月21日（木曜日）
午後５時30分入力完了分まで

議決権行使書用紙のご記入方法のご案内



※議決権行使書用紙はイメージです。

こちらに議案の賛否をご記入ください。

第１、３、４号議案

- 賛成の場合 ≫ 「賛」の欄に○印
- 反対する場合 ≫ 「否」の欄に○印

第２号議案

- 全員賛成の場合 ≫ 「賛」の欄に○印
- 全員反対する場合 ≫ 「否」の欄に○印
- 一部の候補者に反対する場合 ≫ 「賛」の欄に○印をし、反対する候補者の番号をご記入ください。

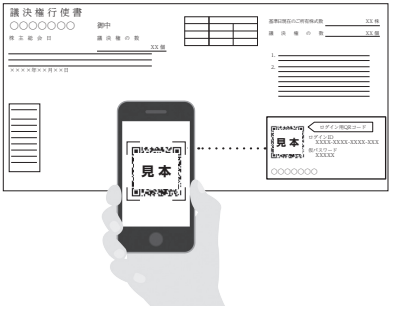
書面（郵送）及びインターネットの両方で議決権行使をされた場合は、インターネットによる議決権行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。また、インターネットにより複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

インターネットによる議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法

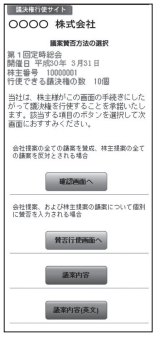
議決権行使書用紙に記載のログインID、仮パスワードを入力することなく、議決権行使サイトにログインすることができます。

1 議決権行使書用紙に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

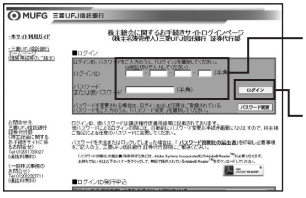


ログインID・仮パスワードを入力する方法

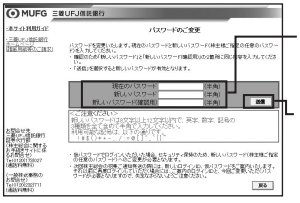
議決権行使ウェブサイト **https://evote.tr.mufg.jp/**

1 議決権行使ウェブサイトにアクセスしてください。

2 議決権行使書用紙に記載された「ログインID・仮パスワード」を入力しクリックしてください。



3 新しいパスワードを登録する。



4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

インターネットによる議決権行使で
パソコンやスマートフォンの操作方法などが
ご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

三菱UFJ信託銀行株式会社　証券代行部　ヘルプデスク
0120－173－027
（通話料無料／受付時間 9：00～21：00）

～株主総会ライブ配信・事前質問についてのご案内～

- ➢ 株主総会当日にご自宅等からでも株主総会の様子をご視聴いただけるようインターネットによるライブ配信を行います。
- ➢ 株主総会の開催に先立ちまして、事前に本株主総会の目的事項に関するご質問をお受けいたします。

1．株主総会ライブ配信日時

2023年12月22日（金曜日）午前10時～株主総会終了時刻まで

※当日のライブ視聴画面は、株主総会開始時間30分前頃よりアクセス可能となります。
※機材トラブル等何らかの理由により、ライブ配信ができなくなる可能性がございますので予めご了承ください。ライブ配信や株主総会運営等について変更が生じた場合には、当社ウェブサイトにてお知らせいたします。

2．事前質問の受付期間

本招集ご通知到着時～2023年12月15日（金曜日）午後５時30分まで

3．株主総会オンラインサイト「Engagement Portal」のログイン方法

議決権行使書裏面をご参照の上、ご使用の端末によって以下のいずれかの方法でログインしてください。

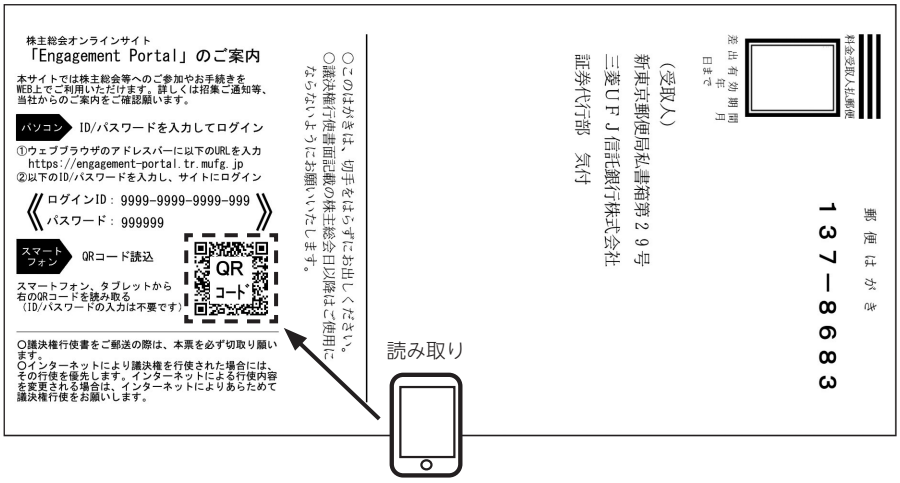
※議決権行使書用紙を紛失された場合、本招集ご通知記載の【本サイトに関するお問い合わせ】にて再発行のご依頼を承ります。ただし、株主総会開催日の約１週間前を経過した場合等、お問い合わせをいただきましたタイミングによっては再発行をお受けできない場合がございますのでご了承ください。

(1) QRコードの読み取りによりログインする場合（スマートフォン・タブレット等）

議決権行使書裏面に印字されたQRコードをスマートフォン等で読み取ってください。

「ログインID」と「パスワード」の入力を省略してログインいただくことが可能です。

※「QRコード」は株式会社デンソーウェーブの登録商標です。



※上記のご案内はイメージです。

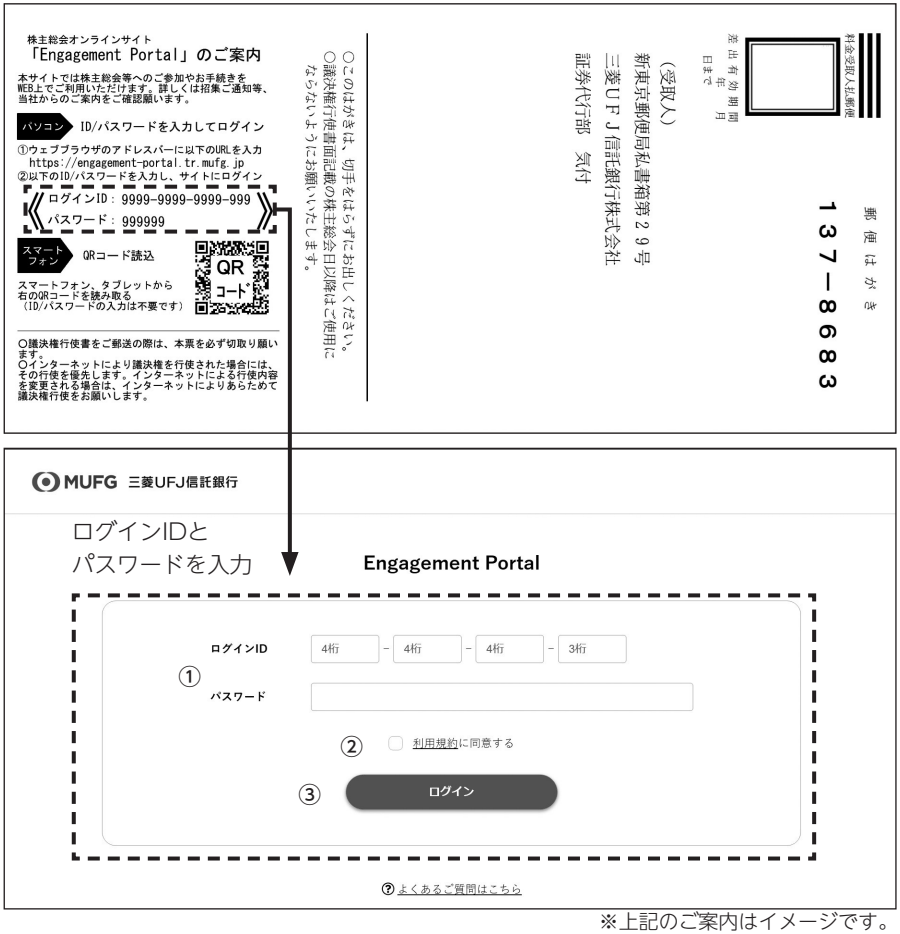
(2) 個別のログインID・パスワードによりログインする場合（パソコン等）

① 以下のURLにアクセスしていただき、議決権行使書裏面に記載のログインIDとパスワードを入力してください。

URL：https://engagement-portal.tr.mufg.jp/

② 利用規約をご確認の上、「利用規約に同意する」にチェックしてください。

③ 「ログイン」ボタンをクリックしてください。



※上記のご案内はイメージです。

4．株主総会ライブ配信の視聴について

株主総会オンラインサイト「Engagement Portal」にログイン後、以下の手順でご利用ください。

※本サイトから、視聴環境のテストを事前に行っていただくことが可能ですので、是非ご活用ください。

※当日のライブ視聴画面は、株主総会開始時間30分前頃よりアクセス可能となります。

① ログイン後の画面に表示されている「当日ライブ視聴」ボタンをクリックしてください。



② 当日ライブ視聴等に関する利用規約をご確認の上、「利用規約に同意する」にチェックし、「視聴する」ボタンをクリックしてください。

【ライブ配信視聴にかかるご留意事項】

- ✔ インターネット参加によりライブ配信をご視聴いただくことは、会社法上、株主総会への出席とは認められません。そのため、株主総会において株主様に認められている質問、議決権行使や動議の提出について、インターネット参加により行うことはできません。
- ✔ 議決権行使は行使期限にご留意いただき、議決権行使書の郵送や別途ご案内している事前のインターネット投票、又は委任状等で代理権を授与する代理人による当日のご出席をお願い申しあげます。
- ✔ 当日の会場撮影は、ご出席株主様のプライバシーに配慮し、議長席及び役員席付近のみといたしますが、やむを得ずご出席株主様が映り込んでしまう場合がございます。予めご了承ください。
- ✔ インターネットからの株主総会へのご参加は、株主様本人のみに限定させていただき、代理人等によるご参加はご遠慮いただきますようお願い申しあげます。
- ✔ ご使用の端末（機種、性能等）やインターネットの通信環境（回線状況、通信速度等）により、映像や音声に不具合が生じる場合がございますので予めご了承ください。
- ✔ SNSへの公開等、本株主総会のライブ配信映像の二次利用は、固くお断りさせていただきます。
- ✔ ご視聴いただくための通信料金等は、各株主様のご負担となります。

5．事前質問について

株主総会オンラインサイト「Engagement Portal」にログイン後、以下の手順でご利用ください。

① ログイン後の画面に表示されている「事前質問」ボタンをクリックしてください。



② ご質問カテゴリを選択し、ご質問内容等を入力した後、利用規約をご確認の上、「利用規約に同意する」にチェックし「確認画面へ」ボタンをクリックしてください。

③ ご入力内容をご確認後、「送信」ボタンをクリックしてください。

【事前質問にかかるご留意事項】

- ✔ ご質問は本株主総会の目的事項に関わる内容に限らせていただきます。
- ✔ いただきましたご質問のうち、株主様のご関心が高いと思われるものについては、本株主総会当日に回答させていただく予定です。
- ✔ 事前質問の全てに回答することをお約束するものではございません。また、個別の対応はいたしかねますので併せてご了承ください。
- ✔ ご利用いただくための通信料金等は、各株主様のご負担となります。

≪推奨環境≫

株主総会オンラインサイト「Engagement Portal」の推奨環境は以下のとおりです。
なお、Internet Explorerはご利用いただけませんので以下ブラウザをご利用ください。

	PC		モバイル		
	Windows	Macintosh	iPad	iPhone	Android
OS	Windows 10以降	MacOS X 10.13（High Sierra）以降	iPadOS 14.0以降	iOS 14.0以降	Android 9.0以降
ブラウザ ※各最新	Google Chrome、 Microsoft Edge （Chromium）	Safari、 Google Chrome	Safari	Safari	Google Chrome

（上記環境においても通信環境や端末によっては正常に動作しない場合がございます。）

【本サイトに関するお問い合わせ】

TEL　0120－676－808（通話料無料）

三菱UFJ信託銀行株式会社　証券代行部

（土日祝日等を除く平日９時～17時、ただし、株主総会当日は９時～株主総会終了時まで）

第１号議案　剰余金処分の件

剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

当社は、株主の皆様から預託された資本を有効に活用し事業活動を通じて利益をあげ、事業基盤の安定とさらなる拡充に備えるために必要な内部留保の充実も念頭に置きつつ、財政状態、利益水準等を総合的に勘案し、利益還元を継続的かつ安定的に実施することを基本方針としております。

当期の期末配当につきましては、当期の業績及び今後の事業展開等を勘案いたしまして、以下のとおりといたしたいと存じます。

１．配当財産の種類
　金銭といたします。

２．配当財産の割当てに関する事項及びその総額
　当社普通株式１株につき金10円
　配当総額　455,717,210円

３．剰余金の配当が効力を生じる日
　2023年12月25日

第２号議案　取締役７名選任の件

取締役全員（７名）は、本定時株主総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役７名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏　名	満年齢		当社における地位及び担当	在任年数
1	牧田（まきた）　幸弘（ゆきひろ）	66歳	再任	代表取締役社長 CEO	33年2ヶ月
2	後藤（ごとう）　行正（ゆきまさ）	66歳	再任	取締役専務執行役員 事業総責任者 兼 インダストリー事業統括、製造・流通事業本部、デジタルセールス本部 担当	2年
3	勝田（かつた）　耕平（こうへい）	56歳	新任	執行役員 CFO ファイナンス＆GA本部、GRC本部 担当	―
4	島田（しまだ）　直樹（なおき）	55歳	再任 社外 独立	社外取締役	3年
5	占部（うらべ）　利充（としみつ）	69歳	再任 社外 独立	社外取締役	2年8ヶ月
6	出口（でぐち）　眞也（しんや）	63歳	再任 社外 独立	社外取締役	2年
7	森崎（もりさき）　孝（たかし）	68歳	再任 社外	社外取締役	2年

再任　再任取締役候補者　　新任　新任取締役候補者　　社外　社外取締役候補者　　独立　独立役員



所有する当社の株式数
1,440,000株

在任年数
33年2ヶ月

取締役会出席状況
14/14回

候補者番号
1

牧田（まきた） 幸弘（ゆきひろ） (1957年3月14日生) 再任

[略歴、当社における地位（重要な兼職の状況）]

1979年 4 月　日本アイ・ビー・エム㈱入社
1990年10月　当社設立 代表取締役社長就任（現任）

[当社における担当]

CEO

取締役候補者とした理由

長年にわたり当社代表取締役社長を務めております。経営者としての豊富な経験と当社の事業に関する幅広い見識を活かし、引き続き当社の経営を牽引し、当社の成長戦略の推進に資することが期待されるため、取締役候補者といたしました。



所有する当社の株式数
45,280株

在任年数
2年

取締役会出席状況
13/14回

候補者番号
2

後藤（ごとう） 行正（ゆきまさ） (1957年11月11日生) 再任

［略歴、当社における地位（重要な兼職の状況）］

1986年 5 月	㈱ソフトクリエイト入社
1993年 4 月	同社取締役
2000年 3 月	オンセール㈱（現ガンホー・オンライン・エンターテイメント㈱）代表取締役社長
2001年10月	テクラム㈱代表取締役社長
2002年 3 月	㈱日立メディコ入社
2008年 5 月	ソフトバンク・テクノロジー㈱入社
2020年10月	㈱ソフトクリエイト専務執行役員
2021年10月	当社入社 常務執行役員
2021年12月	当社取締役常務執行役員
2023年 4 月	**当社取締役専務執行役員（現任）**

［当社における担当］

事業総責任者 兼 インダストリー事業統括、製造・流通事業本部、
デジタルセールス本部 担当

取締役候補者とした理由

システムインテグレーターでの豊富な営業統括経験に基づき、現在、当社取締役専務執行役員を務めております。その経験・実績・見識を活かし、引き続き当社の成長戦略の推進に資することが期待されるため、取締役候補者といたしました。



所有する当社の株式数
65,280株

在任年数
—年

取締役会出席状況
—回

候補者番号
3

勝田　耕平（かつた　こうへい）（1967年1月9日生）　新任

［略歴、当社における地位（重要な兼職の状況）］

1991年 4 月	大阪国税局入局
1995年10月	青山監査法人（プライスウォーターハウス）入所
2006年 5 月	アーンストアンドヤング・トランザクション・アドバイザリー・サービス㈱（現EY ストラテジー・アンド・コンサルティング㈱）入社
2010年 8 月	プライスウォーターハウスクーパース㈱（現PwCコンサルティング合同会社）入社
2016年 7 月	PwCあらた有限責任監査法人入所
2019年10月	当社入社 執行役員
2023年10月	**当社執行役員 CFO（現任）**

［当社における担当］

CFO、ファイナンス＆GA本部、GRC本部 担当

取締役候補者とした理由

公認会計士としての高度な知見や、長年の監査法人やコンサルティング会社における豊富な経験と見識に基づき、現在、当社執行役員を務めております。その経験・実績・見識を活かし、当社の成長戦略の推進に資することが期待されるため、取締役候補者といたしました。



所有する当社の株式数
50,000株

在任年数
3年

取締役会出席状況
14/14回

候補者番号
4

島田（しまだ） 直樹（なおき）（1968年11月23日生）

再任
社外
独立

［略歴、当社における地位（重要な兼職の状況）］

1993年４月	アップルコンピュータ㈱入社
1998年10月	㈱ボストンコンサルティンググループ入社
2000年７月	ICGジャパン㈱ マネージングディレクター
2001年９月	**㈱ピー・アンド・イー・ディレクションズ設立 代表取締役（現任）**
2010年12月	**SCS Global Holdings Pte Ltd社外取締役（現任）**
2015年６月	杉田エース㈱社外取締役
2020年６月	**一般社団法人如水会理事（現任）**
2020年12月	**当社社外取締役（現任）**
2021年４月	**AI Dynamics Inc.社外取締役（現任）**
2021年６月	**㈱レノバ社外取締役（現任）**
2022年６月	**NOK㈱社外取締役（現任）**
2022年６月	イーグル工業㈱社外取締役

社外取締役候補者とした選任理由及び期待される役割の概要

企業経営者、コンサルタントとしての豊富な経験と見識に基づき、当社社外取締役として業務執行に対する監督、助言等を実施いただいております。引き続き当社の経営体制の強化に資することが期待されるため、社外取締役候補者といたしました。また、同氏が選任された場合は、指名委員及び報酬委員として当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定に対し、独立した立場から関与いただく予定です。



所有する当社の株式数
15,000株

在任年数
2年8ヶ月

取締役会出席状況
14/14回

候補者番号
5

占部　利充（うらべ　としみつ）（1954年10月2日生）

再任
社外
独立

［略歴、当社における地位（重要な兼職の状況）］

1978年 4 月	三菱商事㈱入社
2009年 4 月	同社執行役員、中国副総代表（華南担当）（兼）香港三菱商事社長
2011年 4 月	同社執行役員コーポレート担当役員補佐（人事担当）
2013年 4 月	同社常務執行役員ビジネスサービス部門CEO
2017年 4 月	同社顧問
2017年 6 月	三菱UFJリース㈱（現三菱ＨＣキャピタル㈱）代表取締役副社長兼執行役員
2019年 6 月	**㈱アドバンテスト社外取締役（現任）**
2021年 4 月	**㈱ABEJA顧問（現任）**
2021年 4 月	**Ridgelinez㈱顧問（現任）**
2021年 4 月	**当社社外取締役（現任）**

社外取締役候補者とした選任理由及び期待される役割の概要

大手総合商社及びリース・ノンバンクでの豊富な経営経験に基づき、当社社外取締役として業務執行に対する監督、助言等を実施いただいております。引き続き当社の経営体制の強化に資することが期待されるため、社外取締役候補者といたしました。また、同氏が選任された場合は、指名委員及び報酬委員として当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定に対し、独立した立場から関与いただく予定です。



所有する当社の株式数

―株

在任年数

2年

取締役会出席状況

14/14回

候補者番号

6 出口 眞也（1960年9月9日生）

再任　社外　独立

［略歴、当社における地位（重要な兼職の状況）］

1989年10月	青山監査法人（プライスウォーターハウス）入所
2000年４月	中央青山監査法人入所（法人合併による）
2001年７月	同監査法人パートナー
2006年９月	PwCあらた有限責任監査法人入所
2008年７月	同監査法人パートナー
2010年３月	独立行政法人日本貿易振興機構（JETRO）契約監視委員
2021年７月	PwCあらた有限責任監査法人シニア・アドバイザー
2021年12月	**当社社外取締役（現任）**
2022年１月	**公認会計士出口眞也事務所所長（現任）**
2022年８月	**㈱アクトプロ顧問（現任）**
2023年１月	**摂津倉庫㈱監査役（現任）**
2023年３月	**送配電網協議会　送配電コンプライアンス委員会有識者委員（現任）**

社外取締役候補者とした選任理由及び期待される役割の概要

公認会計士としての高度な知見や、監査法人における豊富な経験と見識に基づき、当社社外取締役として業務執行に対する監督、助言等を実施いただいております。引き続き当社の経営体制の強化に資することが期待されるため、社外取締役候補者といたしました。また、同氏が選任された場合は、指名委員及び報酬委員として当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定に対し、独立した立場から関与いただく予定です。なお、同氏は、過去に社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により、社外取締役として、その職務を適切に遂行できるものと判断しております。



所有する当社の株式数

―株

在任年数

2年

取締役会出席状況

14/14回

候補者番号

7

森崎　孝（もりさき　たかし）

（1955年1月1日生）

再任

社外

［略歴、当社における地位（重要な兼職の状況）］

1978年４月	㈱三菱銀行（現㈱三菱UFJ銀行）入行
2005年６月	同行執行役員
2005年10月	㈱三菱ＵＦＪフィナンシャル・グループ執行役員
2008年４月	同社常務執行役員、㈱三菱東京UFJ銀行（現㈱三菱UFJ銀行）常務執行役員
2012年５月	同行専務執行役員
2012年６月	同行専務取締役
2014年５月	同行副頭取
2016年６月	同行顧問
2016年９月	㈱三菱総合研究所顧問
2016年10月	同社副社長執行役員
2016年12月	同社代表取締役社長
2021年６月	㈱ノリタケカンパニーリミテド社外監査役
2021年12月	**㈱三菱総合研究所取締役会長（現任）**
2021年12月	**当社社外取締役（現任）**
2023年６月	**㈱ノリタケカンパニーリミテド社外取締役監査等委員（現任）**
2023年６月	**㈱アイネス社外取締役（現任）**

社外取締役候補者とした選任理由及び期待される役割の概要

企業経営者としての豊富な経験と見識に基づき、当社社外取締役として業務執行に対する監督、助言等を実施いただいております。引き続き当社の経営体制の強化に資することが期待されるため、社外取締役候補者といたしました。また、同氏が選任された場合は、指名委員及び報酬委員として当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定に対し、客観的・中立的な立場から関与いただく予定です。

（注）１．島田直樹氏、占部利充氏、出口眞也氏及び森崎孝氏は社外取締役の候補者であります。
２．島田直樹氏、占部利充氏、出口眞也氏及び森崎孝氏は、現在、当社の社外取締役でありますが、社外取締役としての在任期間は、本定時株主総会終結の時をもって、島田直樹氏が３年、占部利充氏が２年８ヶ月、出口眞也氏及び森崎孝氏が２年であります。
３．島田直樹氏、占部利充氏、出口眞也氏及び森崎孝氏と当社は、会社法第427条第１項及び当社定款の規定に基づき、会社法第423条第１項の責任につき法令に定める額を限度とする契約を締結しております。各氏が再任された場合、当社は各氏と上記契約を継続する予定であります。
４．当社は、保険会社との間で、会社法第430条の３第１項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当社取締役を含む被保険者の職務の執行に関する損害賠償金及び争訟費用等の損害を当該保険契約によって補填することとしております（ただし、故意又は重過失に起因して生じた損害等の場合を除く）。各候補者が取締役に選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は、次回更新時においても同内容での更新を予定しております。
５．島田直樹氏、占部利充氏及び出口眞也氏は、株式会社東京証券取引所の「独立役員の独立性に関する判断基準」等を踏まえ、各氏が再任された場合は、引き続き各氏を独立役員とする予定であります。
６．島田直樹氏は、株式会社ピー・アンド・イー・ディレクションズの代表取締役であり、当社は同社との間にIT関連商品販売に関する取引がありますが、双方の売上の2%を超える取引はなく、同社は主要な取引先ではありませんので、同氏の独立性に影響を与えるものではないと判断しております。
７．占部利充氏が過去に在籍していた三菱商事株式会社、日本タタ・コンサルタンシー・サービシーズ株式会社及び株式会社シグマクシスとの間に取引がありますが、双方の売上の2%を超える取引はなく、三菱商事株式会社及び過去に取締役を兼務していた日本タタ・コンサルタンシー・サービシズ株式会社並びに株式会社シグマクシスは主要な取引先ではありませんので、同氏の独立性に影響を与えるものではないと判断しております。
８．出口眞也氏が最近において在籍していたPwCあらた有限責任監査法人と当社の間に取引があるものの、双方の売上の2%を超える取引はなく、同法人は主要な取引先ではありませんので、同氏の独立性に影響を与えるものではないと判断しております。
９．森崎孝氏は、当社の主要株主である株式会社三菱総合研究所の取締役会長を務めております。当社は同株主又はそのグループとの間で、ＩＴ関連商品販売やＳＥ・ＩＴの業務提供等の取引を行っておりますが、これらの取引はそれぞれの会社との間での定型的な取引であり、双方の売上の2%を超える取引はなく、株式会社三菱総合研究所は主要な取引先ではありません。また、同氏が過去に在籍していた株式会社三菱ＵＦＪ銀行は当社の販売先であり、当社の売上の2%以上（2023年9月期実績）を占める主要な取引先となっております。
なお、同氏は、株式会社東京証券取引所の独立役員の独立性に関する判断基準では独立役員に該当するものの、同氏が会長を務めている株式会社三菱総合研究所はその他の関係会社として当社に対して影響を及ぼしうる立場にあることから独立役員として指定しておりません。
その他の各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。

【ご参考】株主総会終了後の取締役のスキル・マトリックス

本定時株主総会において、第２号議案が原案どおり承認可決された場合、各取締役が有する主な専門性は以下のとおりです。

スキル項目	選定理由	各取締役に特に期待される専門性・知見						
		牧田 幸弘	後藤 行正	勝田 耕平	島田 直樹	占部 利充	出口 眞也	森崎 孝
企業経営	豊富な企業経営で培われた知見・経験や多様な視点が実効的な意思決定や監督に不可欠であるため	●	●		●	●		●
IT・テクノロジー	主要事業領域であるIT・テクノロジーのリテラシーが不可欠であるため	●	●			●		
営業・マーティング	競争力ある営業・マーケティング機能が主要事業の着実な成長に不可欠であるため	●	●		●			
法務・リスク管理	企業価値の棄損抑止のため、コンプライアンスと健全なリスク管理が不可欠であるため			●			●	
財務・会計	上場企業に求められる財務・会計の健全性を保全するほか、企業価値の創出のためには財務戦略が重要となるため			●			●	●
人事・人材開発	競争力の源泉が人材であり、人的資本の最大化は重要な経営課題であるため				●	●		

第３号議案　補欠監査役１名選任の件

法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠監査役１名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は、次のとおりであります。



所有する当社の株式数

―株

柳澤　美佳（やなぎさわ　みか）（1967年12月12日生）

［略歴、当社における地位（重要な兼職の状況）］

1990年４月	三菱商事㈱ 入社
2005年４月	最高裁判所司法研修所（司法修習59期）
2006年10月	シティユーワ法律事務所 入所
2009年７月	アマゾンジャパン(合) 出向
2016年１月	ダイソン㈱ 入社
2018年10月	㈱オークローンマーケティング 入社
2021年６月	**㈱うるる社外監査役（現任）**
2023年２月	**モデラート㈱社外監査役（現任）**
2023年４月	**WINGS法律事務所代表（現任）**
2023年５月	**㈱ナルミヤ・インターナショナル社外取締役（現任）**
2023年７月	**㈱グラニフ社外取締役（現任）**

補欠社外監査役候補者とした理由

弁護士としての高度な知見や、他社の法務部門における豊富な経験と見識を有していることから、当社の監査役としての職務の執行に資することが期待されるため、補欠社外監査役候補者といたしました。なお、同氏は、過去に社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により、社外監査役として、その職務を適切に遂行できるものと判断しております。

（注）１．同氏と当社との間には特別の利害関係はありません。

２．同氏は補欠の社外監査役の候補者であります。

３．同氏が監査役に就任した場合、当社との間で、会社法第427条第１項及び当社定款の規定に基づき、

会社法第423条第１項の責任につき法令に定める額を限度とする契約を締結する予定であります。

4．当社は、保険会社との間で、会社法第430条の３第１項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当社監査役を含む被保険者の職務の執行に関する損害賠償金及び争訟費用等の損害を当該保険契約によって補填することとしております（ただし、故意又は重過失に起因して生じた損害等の場合を除く）。同氏が監査役に就任した場合、当該保険契約の被保険者に含められることとなります。

第４号議案　退任取締役に対する退職慰労金贈呈の件

取締役和田行弘氏は、本総会終結の時をもって任期満了により退任されますので、在任中の功労に報いるため、当社における一定の基準に従い、相当額の範囲内で退職慰労金を贈呈することといたしたく存じます。

なお、その具体的金額、贈呈の時期、方法等は、取締役会にご一任願いたいと存じます。

本議案は、当社において予め取締役会で定められた取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針及び社内規程に沿って、指名委員会及び報酬委員会の審議を経て取締役会で決定しており、相当であると判断しております。

退任取締役の略歴は、次のとおりであります。

氏　　名	略　　歴
和　田　行　弘	2004年12月　当社取締役 2005年12月　当社取締役執行役員 2015年10月　当社取締役常務執行役員（現任）

以　上

事　業　報　告

（2022年10月１日から
2023年９月30日まで）

１．企業集団の現況

(1) 当連結会計年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当連結会計年度の国内経済は、新型コロナウイルス感染症対策が緩和され、経済活動が正常化に向かう中、景気は緩やかな持ち直しが続きました。一方で、資源価格の高騰や物価高に加え、世界的な金融引き締めに伴う影響や中国経済の先行きへの懸念など、依然として先行き不透明な状況が続いております。

国内IT市場においては、幅広い業種にわたり事業の拡大や競争力強化を目的とした各企業のデジタル変革（DX）に対する投資意欲は引き続き底堅く、顧客企業におけるIT投資は拡大基調が続いております。生産性向上や業務効率化に加えて、デジタル技術を活用したビジネスプロセス及びビジネスモデルの変革を伴う「働き方改革」等のニーズは引き続き拡大しており、IT投資需要の持続的な拡大が期待されます。

このような環境のもと、当社グループは市場拡大が続くパブリッククラウド市場において、マイクロソフト製品を中心に、価値のデザインから構築、利活用促進までを一気通貫で担えるソリューション提供力を強みに、大手エンタープライズとの直接取引によって事業拡大を実現してまいりました。当社顧客においては、クラウド利活用推進のニーズが高まっており、当社は支援体制の強化のための積極的な人材採用及びスキルシフトを実施してきたほか、重点顧客に対応する製販一体の組織を新設し、顧客深耕を図ってまいりました。また、2022年12月には、マイクロソフトクラウドにおいて、特にMicrosoft Azure、MRデバイス、動画配信及びアプリ開発などに強みを持つ株式会社ネクストスケープの子会社化を実施いたしました。さらに、グローバルでのマイクロソフトライセンスを一括で契約いただける体制を整えたほか、当社海外拠点の拡充を進めたことに加え、Crayon Group Holding ASAとの業務提携を締結し、海外における日系企業に対する支援体制の強化を進めてまいりました。

生成AIについては、2023年４月にChatGPTに関する新規ソリューションサービスの提供を開始して以来、顧客企業からは高い関心が寄せられ、徐々に導入が始まってきており、今後はさらなるサービスの拡充に向けた開発及びエンジニア育成に努めてまいります。

以上の結果、当連結会計年度の売上高は1,128億円、営業利益は41億92百万円、経常利益は43億49百万円、親会社株主に帰属する当期純利益は33億50百万円となりました。

なお、当連結会計年度は連結計算書類作成初年度であるため、前年度との比較は行っておりません。

また、個別決算の業績につきましては、売上高は1,106億47百万円（前事業年度比28.2%増）、営業利益は44億19百万円（同9.1%増）、経常利益は44億89百万円（同5.6%増）、当期純利益は35億22百万円（同33.0%増）となりました。

事業別の状況は次のとおりであります。

クラウドサービスの導入を担うクラウドインテグレーション事業においては、Microsoft 365の拡大を見込んだものの、顧客需要がインフラやアプリにシフトしたことに対応すべく、エンジニアのスキルシフトを進めていった結果、Microsoft AzureやERPなどのクラウド活用の案件が増加したことにより、売上高は230億23百万円、セグメント利益は35億37百万円となりました。

クラウド利活用における保守・運用・改善を請け負うクラウドサービス事業においては、継続案件を中心に運用・保守案件が順調に拡大し、売上高は154億3百万円、セグメント利益は19億83百万円となりました。

マイクロソフトライセンス及び各種ハードウエア・ソフトウエア等の物販を担うライセンス＆プロダクツ事業においては、マイクロソフト社のライセンス販売において、製造業及び公共向けの大型ライセンスの一括受注獲得が売上拡大につながったことに加え、ハイブリッド需要による物販の拡大が特に利益拡大に貢献し、売上高は743億98百万円、セグメント利益は20億45百万円となりました。

事業別売上高

事業区分	第33期 (2023年9月期) (当連結会計年度)	
	金額	構成比
クラウドインテグレーション事業	23,023百万円	20.4%
クラウドサービス事業	15,403	13.7
ライセンス＆プロダクツ事業	74,398	65.9
合計	112,825	100.0

② 設備投資の状況

当連結会計年度中において実施いたしました当社グループの設備投資の総額は49億22百万円であります。

その主なものは、当社従業員向け社宅１棟の取得（29億86百万円）、西日本事業所並びに沖縄事業所の事務所移転（10億81百万円）によるものであります。

③ 資金調達の状況

当連結会計年度中に、当社の所要資金として、金融機関より長期借入金として58億円の調達を行いました。

④ 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

当社は、2022年12月７日に株式会社ネクストスケープの全株式を取得し、同社を連結子会社としております。

(2) 直前３事業年度の財産及び損益の状況

① 企業集団の財産及び損益の状況

区　　分	第33期 (当連結会計年度) (2023年９月期)
売上高(百万円)	112,800
親会社株主に帰属する 当期純利益(百万円)	3,350
１株当たり当期純利益(円)	73.96
総資産(百万円)	49,608
純資産(百万円)	22,221
１株当たり純資産(円)	487.61

(注) １．当社は、当連結会計年度より連結計算書類を作成しております。

２．１株当たり当期純利益は期中平均発行済株式総数（自己株式を除く）により、また、１株当たり純資産は期末発行済株式数（自己株式を除く）により計算しております。

３．2023年４月１日付で普通株式１株につき２株の割合で株式分割を行っております。当連結会計年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、１株当たり当期純利益及び１株当たり純資産を算定しております。

② 当社の財産及び損益の状況

区　　分	第 30 期 (2020年９月期)	第 31 期 (2021年９月期)	第 32 期 (2022年９月期)	第 33 期 (当事業年度) (2023年９月期)
売　　上　　高(百万円)	68,247	74,954	86,325	110,647
経　常　利　益(百万円)	1,822	2,363	4,252	4,489
当 期 純 利 益(百万円)	833	1,560	2,647	3,522
１株当たり当期純利益　(円)	22.09	39.75	65.99	77.74
総　　資　　産(百万円)	30,198	29,489	38,788	49,218
純　　資　　産(百万円)	11,903	13,338	19,713	22,243
１株当たり純資産　(円)	303.19	339.75	439.38	488.10

(注) １．１株当たり当期純利益は期中平均発行済株式総数（自己株式を除く）により、また、１株当たり純資産は期末発行済株式数（自己株式を除く）により計算しております。

２．2022年６月３日付で普通株式１株につき500株で、2023年４月１日付で普通株式１株につき２株の割合をもって株式分割を行っております。第30期(2020年９月期)の期首に当該株式分割が行われたものと仮定して、１株当たり当期純利益及び１株当たり純資産を算定しております。

３．「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号　2020年３月31日）等を前事業年度の期首から適用しており、前事業年度以降に係る各数値については、当該会計基準等を適用した後の数値となっております。

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

①親会社の状況

該当事項はありません。

②重要な子会社の状況

会　社　名	資　本　金	当社の議決権比率	主要な事業内容
株式会社ネクストスケープ	150百万円	100%	システムインテグレーション

(注) 2022年12月７日に株式会社ネクストスケープの全株式を取得し、同社を連結子会社としております。

(4) 対処すべき課題

新型コロナウイルス感染症の影響で企業のクラウドシフトや働き方改革が加速する中、顧客においてはクラウドサービスへのノウハウ獲得やITベンダーに依存したシステム設計・開発の見直しといったニーズが増加しています。当社グループは国内外のクラウド製品に精通し、豊富な導入・運用実績を持つだけでなく、世界中のクラウド活用ナレッジが集約されたCAF（クラウドアダプションフレームワーク）*に準拠したコンサルティング、クラウドサービスライセンスの提供、導入・保守運用サポートの実装、それらを包括したマネージドサービスに早期から取り組んでおり、マルチベンダーとしてスピーディかつ最新のクラウド利活用をご提供できる体制を整えております。また、クラウドを活用して大きな経営効果を生み出した先行事例のベストプラクティスを集約した方法論を適用しながら、グローバル標準のクラウドマネージドサービスを提供できる実績・ノウハウを保有している企業として、Microsoft Azureの最上位パートナープログラムであるAzure Expert MSP認定を取得しております。さらに、当社は、本資格を有するクラウドマネージドサービスプロバイダーとして、同認定で評価された当社の実績・ノウハウを集約した自社クラウドマネージドサービスであるJBS Cloud Suiteの提供を開始しました。本サービスは、クラウドを用いたDXデザインから導入・保守運用、利活用までの一貫した支援と、数多くあるクラウドサービスを購入から一元管理、コスト最適化までを実現する管理ツールで構成されており、当社のクラウドプロフェッショナル集団が顧客の経営環境に即した形でお届けするものです。今後も効率的かつ多様なソリューションを提供するクラウドマネージドサービスプロバイダーとしてさらなる成長を目指してまいります。

* CAFとは、クラウド事業者が各社個別に提供している世界中の各企業におけるクラウド活用の戦略から実装・運用に至るまでのフレームワーク・アーキテクチャーを体系的にまとめ、アップデートしている方法論と事例集です。この方法論に準拠した戦略定義、計画、導入準備、採用、統制、管理という各フェーズに応じたガイドライン、アセスメントシート、ツール等を用いて、クラウド導入を支援する企業には、クラウド企業からの技術支援や案件紹介などが優先的に行われます。

①JBS Cloud Suiteの事業展開強化

顧客当たりのARPU*を拡大していくにあたっては、マネージドサービスによる顧客当たりのクラウド利用の拡大が重要であり、当社は、JBS Cloud Suite内におけるマネージドサービスの充実を図ることで、付加価値向上に努めてまいります。部門組織横断での本ブランド推進体制を整え、開発から販売までの一貫した体制により、推進を図ってまいります。

* ARPUとは、Average Revenue Per Userの略であり、１ユーザー当たりの平均売上高を示す指標

②人材戦略の強化

当社は、「徹底的に、社員ファースト」を人材戦略の礎に置き、社員の幸せや成長につながる人事制度、人材育成など、採用から一貫した人事バリューチェーンを構築、実行しております。

採用においては、エンジニア不足が加速している環境下において、顧客ニーズの高い領域で活躍できる専門性の高い人材の採用・育成・定着に努めております。

育成においては、豊富なプロジェクトによる業務経験を通じたOJT（On the Job Training）を中心に、当社独自の研修プログラムやEラーニング等に加え、マイクロソフト社をはじめとした各社のトレーニングプログラム等も有効活用しながら継続的な育成支援を図っております。

エンゲージメントにおいては、定期的に実施しているエンゲージメント調査の結果を活かした組織作りを実施しております。これまでも注力してきた育成プログラムの充実、多様な労働環境の提供のほか、オンボーディング施策の拡充及びキャリアカウンセリングルームの新設など、様々な施策を実行してまいります。DEI「Diversity（ダイバーシティ、多様性）」「Equity（エクイティ、公平性）」「Inclusion（インクルージョン、包括性）」の推進においても、女性活躍の認定である「えるぼし」の３つ星取得や、男性育児休業の取得推進、LGBTQsの権利に対応したパートナーシップ規程の施行など、積極的な取り組みを実施しております。また、障がい者雇用の増員、仕事と介護を両立できる職場環境の整備促進に取り組み「トモニン」マークの活用など、DEI推進に取り組んでおります。

こういった取り組みや施策がエンゲージメント向上につながっていると考えており、2023年9月期における当社の離職率は5.9%となりました。今後も、社員が最大限に力を発揮でき、働きがいのある企業として、継続的に尽力してまいります。

③事業生産性の向上

必要な人材の確保に努めるとともに、ビジネスパートナー活用拡大による生産性の向上に努めてまいります。JBS Cloud Suiteを始めとした標準化されたノウハウの蓄積により、コアパートナー制度*を用いて品質を担保しながらさらなるビジネスパートナーの活用促進を図ることで、生産性の向上につなげてまいります。また、営業活動や社内システムにおいても効率化、仕組み化を図り、より効率的な事業運営につなげてまいります。

* コアパートナー制度とは、弊社が扱うソリューション提供を支援いただけるスキルの高いパートナーと継続的な協業体制を構築し、エンジニアリソースの安定した確保につなげていく取り組み

④事業ポートフォリオの拡大

変化の速いIT業界において継続的に事業拡大を図っていくためには、既存のビジネスのみにとらわれず、最新の業界動向をいち早く察知し、顧客への提供価値のある技術を取り込み、顧客に最適な形で提供することが求められております。当社グループは、パートナー企業との協業も深めながら、新たな事業の創出に努めてまいります。

⑤当社の流通株式比率及び企業価値の向上

当社グループの持続的な成長と中長期的な企業価値の観点から、経営戦略の着実な遂行やIR活動の促進・強化を図るとともに、必要に応じて当社株式を保有している取引先や主要株主へ一部売出しに向けて協議を進めるなど流動性の確保に努めてまいります。

(5) 主要な事業内容（2023年９月30日現在）

事業区分	事業内容
クラウドインテグレーション事業	主に、マイクロソフト社のクラウド製品である「Microsoft Azure／Microsoft 365／Dynamics 365」及び周辺クラウドサービスの導入を支援しております。
クラウドサービス事業	「Microsoft Azure／Microsoft 365／Dynamics 365」を含む、クラウド利活用における保守・運用・改善を請け負い、一貫したサポートを提供しております。
ライセンス＆プロダクツ事業	主に顧客のシステム開発における基盤となるマイクロソフト社の「Microsoft Azure／Microsoft 365／Dynamics 365」等をはじめとしたクラウドソリューションとライセンス・関連機器をリセールとして提供しております。また、オンプレミスのインフラ、プライベートクラウド並びにパブリッククラウドで構成されているハイブリッドクラウド環境に対してもその構築の関連機器をリセールとして提供しております。

(6) 主要な事業所等（2023年9月30日現在）

①当社

本社	東京都港区
事業所	北海道事業所：北海道札幌市中央区 中部事業所：愛知県名古屋市中村区 西日本事業所：大阪府大阪市北区 九州事業所八幡オフィス：福岡県北九州市八幡東区 九州事業所福岡オフィス：福岡県福岡市中央区 沖縄事業所：沖縄県浦添市
トレーニングセンター	東京都港区

②子会社

株式会社ネクストスケープ	本社（東京都港区）

（注）株式会社ネクストスケープは、当社が2022年12月７日付で全株式を取得いたしました。

(7) 使用人の状況（2023年９月30日現在）

①企業集団の使用人の状況

事業区分	使用人数	前連結会計年度末比増減
クラウドインテグレーション事業	1,198名	―
クラウドサービス事業	747	―
全社（共通）	602	―
合計	2,547	―

（注）１．使用人数は就業人員（当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む。）で記載しております。
２．全社（共通）として記載されている従業員数は、報告セグメントに属していない従業員であります。
３．当連結会計年度より企業集団の使用人の状況を記載しているため、前連結会計年度末との比較は行っておりません。

②当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
2,454名	158名増	34.8歳	7.4年

(8) 主要な借入先の状況（2023年９月30日現在）

借入先	借入額
株式会社三菱ＵＦＪ銀行	4,996百万円
株式会社りそな銀行	3,352
株式会社みずほ銀行	1,099
三井住友信託銀行株式会社	960
株式会社三井住友銀行	415

2．株式の状況（2023年９月30日現在）

(1) 発行可能株式総数　193,465,600株

（注）2023年４月１日付で普通株式１株につき２株の割合で株式分割を行っております。これに伴う定款変更により、発行可能株式総数を96,732,800株から193,465,600株に変更しております。

(2) 発行済株式の総数　48,366,400株

（注）2023年４月１日付で普通株式１株につき２株の割合で株式分割を行っております。これにより、発行済株式の総数は24,183,200株増加し、48,366,400株となっております。

(3) 株主数　2,792名

(4) 大株主

株主名	持株数	持株比率
株式会社ロマネ	19,460,000株	42.70%
株式会社三菱総合研究所	7,011,200	15.38
日本ビジネスシステムズ社員持株会	2,432,700	5.34
三菱総研ＤＣＳ株式会社	1,964,000	4.31
第一リアルター株式会社	1,721,800	3.78
牧田幸弘	1,440,000	3.16
有限会社セブンレイヤーズ	680,000	1.49
牧田和也	640,000	1.40
BNY GCM CLIENT ACCOUNT JPRD AC ISG (FE-AC)	375,416	0.82
篠原まゆみ	340,900	0.75

（注）１．当社は、自己株式を2,794,679株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。
２．持株比率は自己株式を控除して計算しております。

3．新株予約権等の状況

(1) 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

該当事項はありません。

(2) 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況

該当事項はありません。

(3) その他新株予約権等に関する重要な事項

当社はストックオプション制度に準じた制度として時価発行新株予約権信託を活用したインセンティブ・プランを導入しております。

名称	第１回新株予約権
決議年月日	2019年９月20日
新株予約権の総数	350,000個
新株予約権の目的である株式の種類と数	普通株式　3,500,000株 （新株予約権１個につき10株）　注１
新株予約権の払込金額	新株予約権１個当たり1.6円
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	新株予約権１個当たり　2,700円 （１株当たり270円）　注１
新株予約権の行使期間	2021年１月31日から2034年９月24日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金	①新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第１項に従い算出される資本金等増加限度額の２分の１の金額とする。計算の結果１円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。 ②本新株予約権により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から、上記①に定める増加する資本金の額を減じた額をする。
新株予約権の行使の条件	注２
割当先	当社新株予約権の受託者　１名　注３

（注）１．2022年６月３日付で普通株式１株につき500株の割合で、2023年４月１日付で普通株式１株につ

き２株の割合で株式分割を行っております。これにより「新株予約権の目的となる株式の種類と数」及び「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額」が調整されております。

２．新株予約権の行使の条件

① 本新株予約権の割当を受けた者（受託者）は、本新株予約権を行使することができず、かつ、本要項に別段の定めがある場合を除き、受託者より本新株予約権の付与を受けた者（以下、「本新株予約権者」という。）のみが本新株予約権を行使できることとします。

② 本新株予約権者は、2020年９月期から2024年９月期までのいずれかの期において、当社の損益計算書に記載された営業利益が、40億円を超過した場合にのみ、これ以降本新株予約権を行使することができます。なお、2022年９月期において、当社の損益計算書に記載された営業利益は、40億円を超過しました。

③ ②にもかかわらず、本新株予約権の割当日から行使期間の満了日までにおいて次に掲げる事由のいずれかが生じた場合には、本新株予約権者は残存する全ての本新株予約権を行使することができないものとします。

(a) 行使価額を下回る価格を対価とする当社普通株式の発行等が行われたとき（ただし、払込金額が会社法第199条第３項・同第200条第２項に定める「特に有利な金額である場合」及び普通株式の株価とは異なると認められる価格である場合並びに当該株式の発行等が株主割当てによる場合等を除く。）。

(b) 行使価額を下回る価格を行使価額とする新株予約権の発行が行われたとき（ただし、当該行使価額が当該新株予約権の発行時点における当社普通株式の株価と異なる価格に設定されて発行された場合を除く。）。

(c) 本新株予約権の目的である当社普通株式が日本国内のいずれの金融商品取引所にも上場されていない場合、行使価額を下回る価格を対価とする売買その他の取引が行われたとき（ただし、資本政策目的等により当該取引時点における株価よりも著しく低いと認められる価格で取引が行われた場合を除く。）。

(d) 本新株予約権の目的である当社普通株式が日本国内のいずれかの金融商品取引所に上場された場合、上場日以降、当該金融商品取引所における当社普通株式の普通取引の終値が行使価額を下回る価格となったとき。

④ 本新株予約権者は、新株予約権の権利行使時においても、当社又は当社の子会社・関連会社の取締役、監査役又は従業員もしくは顧問又は業務委託先等の社外協力者であることを要するものとします。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではありません。

⑤ 本新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めないものとします。

⑥ 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできないものとします。

⑦ 各本新株予約権１個未満の行使を行うことはできないものとします。

3．当社は、当社の現在及び将来の役職員並びに顧問及び業務委託契約を締結している者に対する中長期的な企業価値向上へのインセンティブ付与を目的として、2019年９月20日開催の臨時株主総会決議に基づき、2019年９月24日付で公認会計士長井一浩を受託者として「時価発行新株予約権信託」（以下「本信託（第１回新株予約権）」という。）を設定しており、当社は、本信託（第１回新株予約権）に基づき、長井一浩に対して、第１回新株予約権（2019年９月20日臨時株主総会決議）を発行しております。

本信託（第１回新株予約権）は、当社の現在及び将来の役職員並びに顧問及び業務委託契約を締結している者に対して、その功績に応じて、第１回新株予約権350,000個を配分するものであり、現在の当社の役職員並びに顧問及び業務委託契約を締結した者に対して、将来の功績評価をもとにインセンティブ分配の多寡を決定することを可能にするとともに、将来採用された役職員並びに顧問及び業務委託契約を締結した者に対しても、新株予約権の分配を可能とするものであります。第１回新株予約権の分配を受けた者は、当該第１回新株予約権の発行要項に従って、当該新株予約権を行使することができます。本信託（第１回新株予約権）は３つの契約（A01からA03まで）により構成され、それらの概要は以下のとおりです。

名称	時価発行新株予約権信託
委託者	牧田　幸弘
受託者	長井　一浩
受益者	受益者適格要件を満たす者（受益権確定事由の発生後一定の手続きを経て存在するに至ります。）
信託契約日（信託期間開始日）	2019年９月24日
信託の新株予約権の数（個）	（A01）100,000 （A02）120,000 （A03）130,000

信託期間満了日（交付基準日）	（A01）当社株式が最初に金融商品取引所に上場した日から六ヶ月が経過した日又は発行会社の発行済株式総数の過半数につき株式譲渡承認が行われるなど発行会社の支配権の異動が生じることが決定した日のいずれか早い日（営業日でない場合には翌営業日とする）の正午 （A02）当社株式が最初に金融商品取引所に上場した日から三年六ヶ月が経過した日又は発行会社の発行済株式総数の過半数につき株式譲渡承認が行われるなど発行会社の支配権の異動が生じることが決定した日のいずれか早い日（営業日でない場合には翌営業日とする）の正午 （A03）当社株式が最初に金融商品取引所に上場した日から六年六ヶ月が経過した日又は発行会社の発行済株式総数の過半数につき株式譲渡承認が行われるなど発行会社の支配権の異動が生じることが決定した日のいずれか早い日（営業日でない場合には翌営業日とする）の正午
信託の目的	受託者は、交付基準時まで信託財産である新株予約権を管理し、交付基準時に受益者が確定し次第、これを受益者に交付する
受益者適格要件	交付基準時における、当社及び、当社の子会社・関連会社の取締役、執行役員及び従業員（正社員及び地域限定社員に限る）を受益候補者とし、交付基準時に受益候補者の中から本信託に係る信託契約の定めるところにより指定されたものを受益者とします。 なお、受益候補者に対する第１回新株予約権の配分は、人事評価のルールに従って作成された案をもとに、評価委員会にて決定されます。

4．会社役員の状況

(1) 取締役及び監査役の状況（2023年９月30日現在）

会社における地位	氏　　名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	牧　田　幸　弘	CEO
取締役 専務執行役員	後　藤　行　正	事業総責任者 兼 インダストリー事業統括、製造・流通事業本部、デジタルセールス本部 担当
取締役 常務執行役員	和　田　行　弘	㈱ネクストスケープ 担当
取締役	島　田　直　樹	㈱ピー・アンド・イー・ディレクションズ代表取締役 SCS Global Holdings Pte Ltd社外取締役 一般社団法人如水会理事 AI Dynamics Inc.社外取締役 ㈱レノバ社外取締役 NOK㈱社外取締役
取締役	占　部　利　充	㈱アドバンテスト社外取締役 ㈱ABEJA顧問 Ridgelinez㈱顧問
取締役	出　口　眞　也	公認会計士出口眞也事務所所長 ㈱アクトプロ顧問 摂津倉庫㈱監査役 送配電網協議会　送配電コンプライアンス委員会有識者委員
取締役	森　崎　　孝	㈱三菱総合研究所取締役会長 ㈱ノリタケカンパニーリミテド社外取締役監査等委員 ㈱アイネス社外取締役
常勤監査役	兒　玉　眞　二	
監査役	山　嵜　一　夫	㈱マイナビ社外監査役 ブランディングテクノロジー㈱社外監査役 ㈱毎日新聞社社友 合同会社よろずや彦蔵代表社員
監査役	久保田英夫	Southwest合同会社代表社員 ㈱エスエム・エンタテインメント・ジャパン監査役 ㈱Beyond LIVE Corporation監査役 創和アソシエイツ合同会社代表社員 東京税理士会理事 公益財団法人CBGMこども財団監事

（注）１．取締役島田直樹氏、占部利充氏、出口眞也氏及び森崎孝氏は、社外取締役であります。

2．監査役兒玉眞二氏、山嵜一夫氏、久保田英夫氏は、社外監査役であります。
3．監査役久保田英夫氏は、税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
4．2023年４月１日付で、後藤行正氏は取締役常務執行役員から取締役専務執行役員に就任いたしました。
5．当社は、社外取締役島田直樹氏、占部利充氏及び出口眞也氏並びに社外監査役の全員を株式会社東京証券取引所の「独立役員の独立性に関する判断基準」等を踏まえ独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、取締役（業務執行取締役等であるものを除く）及び監査役との間で、会社法第427条第１項の規定により、同法第423条第１項の責任について、その職務を行うにつき善意であり重大な過失がなかったときは、法令に定める額を限度として損害賠償責任を負担する旨の責任限定契約を締結しております。

(3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、保険会社との間で、当社及び子会社の取締役、監査役及び執行役員等（退任役員を含む）を対象として、会社法第430条の３第１項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は当社及び子会社の取締役、監査役及び執行役員等であり、保険料は全額当社が負担しております。

当該保険契約の概要は、被保険者がその地位に基づき行った行為に起因して、損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害（法律上の損害賠償金及び訴訟費用）及び会社補償（役員が被る損害を会社が補償）により当社が被る損害等を填補するものであり、１年毎に更新しております。ただし、被保険者が違法性を認識しながら行った行為に起因する損害については填補の対象外とする等、一定の免責事由を設けております。

(4) 取締役及び監査役の報酬等

① 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、取締役の個人別報酬等の内容に係る決定方針を報酬委員会の諮問に基づき取締役会決議により策定しており、この方針に基づいた考え方に則って取締役報酬の構成及び水準を決定しております。

また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が取締役会で決議された決定方針と整合していることや、報酬委員会からの答申が尊重されていることを確認しており、当該決定方針に従うものであると判断しております。

ａ．基本原則

当社は、報酬について基本原則を次のとおりとしております。

・人材市場において競争力のある報酬水準
・報酬水準と職責との比例
・企業の持続的成長への動機付け
・中長期的な企業価値向上に向けた企業経営の促進
・ステークホルダーとの価値の共有

ｂ．報酬水準についての考え方

当社は、業界をリードすることのできる高水準のプロフェッショナル人材を獲得・維持・育成するための手段の一つとして、報酬を位置づけます。そのため、報酬水準は、原則として、人材獲得において競合すると想定される国内外の企業をピア・グループとして設定し、このピア・グループとの比較において競争力のある水準の実現を目指します。

ｃ．報酬構成についての考え方

経営者の報酬構成は、人材獲得・維持のための競争力確保並びに企業の持続的成長及び中長期的な企業価値向上へのインセンティブの付与の観点から、固定報酬である基本報酬並びに業績連動報酬である短期業績連動報酬及び長期業績連動報酬を基本的な報酬構成要素としてこれらの適切な割合での組合せの実現を目指します。今後、役位・役職、管掌業務等の各人の役割・責任を踏まえつつ、業績連動報酬を含むより適切な報酬構成の実現に向けての検討を行う予定であります。

d．算定方法の決定に係る事項

取締役の報酬限度額は、2004年12月24日開催の株主総会決議において年額500百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない）と決議いただいております（決議時点の取締役の員数は３名）。また、定款において、当社の取締役は、３名以上とすると定めております。

取締役（社外取締役を除く）の報酬は金銭報酬とし、株主総会決議で承認を得た範囲内で、基本報酬、賞与、役員退職慰労金で構成しております。

(a)基本報酬は、世間水準及び経営内容、社員給与等とのバランス等を考慮の上、取締役会が報酬委員会への諮問を経て決定した支給額を毎月支給しております。

(b)賞与は、役員としての個々の業務執行状況を評価して取締役会が報酬委員会の諮問を経て決定した支給額を支給することがあります。

(c)役員退職慰労金は、役員及び執行役員の報酬等に関する規則の定めに従い、株主総会の決議のもと取締役会が報酬委員会の諮問を経て決定した支給額を支給しております。

社外取締役の報酬は金銭報酬とし、独立性維持の観点から固定の基本報酬のみの支給としております。基本報酬は、株主総会決議で承認を得た範囲内で、世間水準及び経営内容等を考慮の上、取締役会が報酬委員会の諮問を経て決定し、毎月支給しております。

監査役の報酬限度額は、2004年12月24日開催の株主総会決議において年額50百万円以内と決議いただいております（決議時点の監査役の員数は１名）。また、定款において、当社の監査役は、３名以上とすると定めております。

常勤監査役の報酬は金銭報酬とし、株主総会決議で承認を得た範囲内で、基本報酬及び役員退職慰労金で構成されております。

(a)基本報酬は、監査役の協議により支給額を決定し、毎月支給しております。

(b)役員退職慰労金は、役員及び執行役員の報酬等に関する規則の定めに従い、株主総会の決議のもと、監査役の協議で支給額を決定の上、支給しております。

非常勤監査役の報酬は金銭報酬とし、固定の基本報酬のみの支給としております。基本報酬は、監査役の協議により支給額を決定し、毎月支給しております。

② 当事業年度に係る報酬等の総額等

区分	報酬等の総額	報酬等の種類別の総額			対象となる役員の員数
		基本報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等	
取締役 （うち社外取締役）	129百万円 (27)	129百万円 (27)	－	－	7名 (4)
監査役 （うち社外監査役）	26 (26)	26 (26)	－	－	3 (3)
合計 （うち社外役員）	155 (53)	155 (53)	－	－	10 (7)

（注）1．取締役の報酬等の総額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2．取締役の報酬限度額は、2004年12月24日開催の第14期定時株主総会において年額500百万円以内と決議しております（使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない）。当該株主総会終結時点の取締役の員数は、３名です。
3．監査役の報酬限度額は、2004年12月24日開催の第14期定時株主総会において年額50百万円以内と決議しております。当該株主総会終結時点の監査役の員数は、１名です。

③ 当事業年度に支払った役員退職慰労金
当事業年度に役員退職慰労金の支払いはありません。

（５）社外役員に関する事項

① 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係
社外取締役及び社外監査役の他の法人における重要な兼職の状況については、前記「(1)取締役及び監査役の状況」のとおりであり、重要な各兼職先と当社との間に重要な取引関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

区分及び氏名	出席状況及び発言状況並びに社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要
取締役 島田直樹	当事業年度に開催された取締役会14回の全てに出席し、企業経営者、コンサルタントとしての幅広い知識と経験に基づき、監督、助言等を行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。 また、指名委員会及び報酬委員会の委員として、当事業年度に開催された委員会４回の全てに出席し、独立した立場で当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定過程における監督機能を主導しております。
取締役 占部利充	当事業年度に開催された取締役会14回の全てに出席し、大手総合商社での幅広い知識と経験に基づき、監督、助言等を行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。 また、指名委員会及び報酬委員会の委員として、当事業年度に開催された委員会４回の全てに出席し、独立した立場で当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定過程における監督機能を主導しております。
取締役 出口眞也	当事業年度に開催された取締役会14回の全てに出席し、公認会計士としての高度な知見や監査法人での幅広い知識と経験に基づき、監督、助言等を行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。 また、指名委員会及び報酬委員会の委員として、当事業年度に開催された委員会４回の全てに出席し、独立した立場で当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定過程における監督機能を主導しております。
取締役 森崎孝	当事業年度に開催された取締役会14回の全てに出席し、企業経営者としての幅広い知識と経験に基づき、監督、助言等を行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。 また、指名委員会及び報酬委員会の委員として、当事業年度に開催された委員会４回の全てに出席し、客観的・中立的立場で当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定過程における監督機能を主導しております。
監査役 兒玉眞二	当事業年度に開催された取締役会14回の全てに、また、監査役会15回の全てに出席し、大手金融会社での幅広い知識と経験に基づき、取締役会の意思決定の適正性を確保するための発言を行っております。また、監査役会において、適宜必要な発言を行っております。

区　分　及　び　氏　名	出席状況及び発言状況並びに社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要
監査役　山　嵜　一　夫	当事業年度に開催された取締役会14回の全てに、また、監査役会15回の全てに出席し、大手新聞社での幅広い知識と経験に基づき、取締役会の意思決定の適正性を確保するための発言を行っております。また、監査役会において、適宜必要な発言を行っております。
監査役　久　保　田　英　夫	当事業年度に開催された取締役会14回の全てに、また、監査役会15回の全てに出席し、税理士としての幅広い知識と経験に基づき、取締役会の意思決定の適正性を確保するための発言を行っております。また、監査役会において、適宜必要な発言を行っております。

5．会計監査人の状況

(1) 名称　　EY新日本有限責任監査法人

(2) 報酬等の額

	報　酬　等　の　額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	71百万円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	71百万円

（注）1．当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2．監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行った上で、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第１項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

(5) 責任限定契約の内容の概要

当社とEY新日本有限責任監査法人は、会社法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第１項に規定する最低責任限度額としております。

６．剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主への利益還元を経営上の重要政策の一つとして位置付けております。株主の皆様から預託された資本を有効に活用し事業活動を通じて利益をあげ、事業基盤の安定とさらなる拡充に備えるために必要な内部留保の充実も念頭に置きつつ、財政状態、利益水準等を総合的に勘案し、利益還元を継続的かつ安定的に実施することを基本方針とし、安定的な配当の実現を目指してまいります。

当社は、剰余金の配当等会社法第459条第１項各号に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、取締役会の決議によって定めることができる旨、また、期末配当の基準日は毎年９月30日、中間配当の基準日は毎年３月31日とする旨を定款に定めております。

当事業年度の配当については、上記の基本方針に基づき、中間配当は１株につき20円（株式分割考慮後10円）、期末配当は１株につき10円とし、年間の配当金としては１株につき20円（株式分割考慮後）としております。

（注）当社は、2023年４月１日付で普通株式１株につき２株の割合で株式分割を行っております。

連結貸借対照表

(2023年９月30日現在)

(単位：百万円)

科目	金額	科目	金額
(資産の部)		**(負債の部)**	
流動資産	**25,834**	**流動負債**	**17,185**
現金及び預金	5,345	買掛金	5,228
受取手形	94	短期借入金	1,500
売掛金	13,870	１年内返済予定の長期借入金	1,538
契約資産	1,939	リース債務	588
リース投資資産	634	未払法人税等	333
棚卸資産	1,044	契約負債	2,911
その他	2,923	賞与引当金	1,790
貸倒引当金	△17	受注損失引当金	40
固定資産	**23,774**	その他	3,252
有形固定資産	**16,177**	**固定負債**	**10,201**
建物	7,486	長期借入金	9,285
土地	7,552	役員退職慰労引当金	376
建設仮勘定	656	修繕引当金	165
その他	482	その他	374
無形固定資産	**2,278**	**負債合計**	**27,387**
のれん	1,835	**(純資産の部)**	
その他	443	**株主資本**	**21,979**
投資その他の資産	**5,318**	**資本金**	**539**
投資有価証券	1,407	**資本剰余金**	**8,648**
敷金及び保証金	1,918	**利益剰余金**	**13,089**
繰延税金資産	675	**自己株式**	**△298**
その他	1,335	**その他の包括利益累計額**	**241**
貸倒引当金	△19	**その他有価証券評価差額金**	**241**
		新株予約権	**0**
		純資産合計	**22,221**
資産合計	**49,608**	**負債純資産合計**	**49,608**

(注) 金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

（2022年10月１日から
2023年９月30日まで）

（単位：百万円）

科目	金	額
売上高		**112,800**
売上原価		**99,722**
売上総利益		**13,077**
販売費及び一般管理費		**8,884**
営業利益		**4,192**
営業外収益		
持分法による投資利益	114	
投資有価証券売却益	35	
為替差益	58	
保険解約返戻金	64	
貸倒引当金戻入額	41	
その他	36	351
営業外費用		
支払利息	46	
支払手数料	115	
その他	32	194
経常利益		**4,349**
特別利益		
新株予約権戻入益	0	0
特別損失		
固定資産除却損	29	
その他	1	31
税金等調整前当期純利益		**4,318**
法人税、住民税及び事業税	1,030	
法人税等調整額	△63	967
当期純利益		**3,350**
非支配株主に帰属する当期純利益		－
親会社株主に帰属する当期純利益		**3,350**

（注）金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

貸借対照表

(2023年9月30日現在)

(単位：百万円)

科目	金額	科目	金額
(資産の部)		**(負債の部)**	
流動資産	**24,841**	**流動負債**	**16,773**
現金及び預金	5,000	買掛金	5,095
受取手形	94	短期借入金	1,500
売掛金	13,406	1年内返済予定の長期借入金	1,538
契約資産	1,600	未払金	1,712
リース投資資産	634	未払費用	493
棚卸資産	1,018	未払法人税等	329
前払費用	1,745	未払消費税等	359
その他	1,359	契約負債	2,898
貸倒引当金	△17	リース債務	588
固定資産	**24,377**	賞与引当金	1,790
有形固定資産	**16,170**	受注損失引当金	40
建物	7,483	その他	426
工具、器具及び備品	388	**固定負債**	**10,201**
土地	7,552	長期借入金	9,285
建設仮勘定	656	役員退職慰労引当金	376
その他	88	修繕引当金	165
無形固定資産	**399**	その他	374
ソフトウエア	358	**負債合計**	**26,975**
その他	41	**(純資産の部)**	
投資その他の資産	**7,807**	**株主資本**	**22,001**
投資有価証券	1,407	**資本金**	**539**
関係会社株式	3,510	**資本剰余金**	**8,648**
敷金及び保証金	1,880	資本準備金	1,108
繰延税金資産	695	その他資本剰余金	7,540
その他	331	**利益剰余金**	**13,111**
貸倒引当金	△19	利益準備金	5
		その他利益剰余金	13,106
		別途積立金	200
		繰越利益剰余金	12,906
		自己株式	**△298**
		評価・換算差額等	**241**
		その他有価証券評価差額金	241
		新株予約権	**0**
		純資産合計	**22,243**
資産合計	**49,218**	**負債純資産合計**	**49,218**

(注) 金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

（2022年10月1日から
2023年9月30日まで）

（単位：百万円）

科目	金額	
売上高		**110,647**
売上原価		**98,141**
売上総利益		**12,506**
販売費及び一般管理費		**8,087**
営業利益		**4,419**
営業外収益		
受取利息及び配当金	43	
投資有価証券売却益	35	
為替差益	58	
保険解約返戻金	64	
貸倒引当金戻入額	41	
その他	20	**264**
営業外費用		
支払利息	47	
支払手数料	115	
その他	31	**194**
経常利益		**4,489**
特別利益		
新株予約権戻入益	0	0
特別損失		
固定資産除却損	15	15
税引前当期純利益		**4,473**
法人税、住民税及び事業税	1,030	
法人税等調整額	△78	951
当期純利益		**3,522**

（注）金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2023年11月24日

日本ビジネスシステムズ株式会社
　取締役会　御中

EY新日本有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　水野友裕
指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　飯塚徹

監査意見

当監査法人は、会社法第４４４条第４項の規定に基づき、日本ビジネスシステムズ株式会社の２０２２年１０月１日から２０２３年９月３０日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、日本ビジネスシステムズ株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注

意を払うことにある。
当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。
その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任
経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。
連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。
監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任
監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。
監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。
・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況によ

り、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・　連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

・　連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　　上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2023年11月24日

日本ビジネスシステムズ株式会社
　取締役会　御中

EY新日本有限責任監査法人
　東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　水　野　友　裕

指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　飯　塚　　徹

監査意見

　当監査法人は、会社法第４３６条第２項第１号の規定に基づき、日本ビジネスシステムズ株式会社の２０２２年１０月１日から２０２３年９月３０日までの第３３期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

　当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

　当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

　その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

　当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性

が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・　計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　　上

監査役会の監査報告

監　査　報　告　書

当監査役会は、2022年10月１日から2023年９月30日までの第33期事業年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、監査役会で協議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

１．監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

(1)　監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

(2)　各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。

①　取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の役員、幹部社員等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

②　事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第１項及び第３項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

③　会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2．監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2023年11月24日

日本ビジネスシステムズ株式会社　監査役会
常勤監査役　兒玉　眞二
監査役　山嵜　一夫
監査役　久保田　英夫

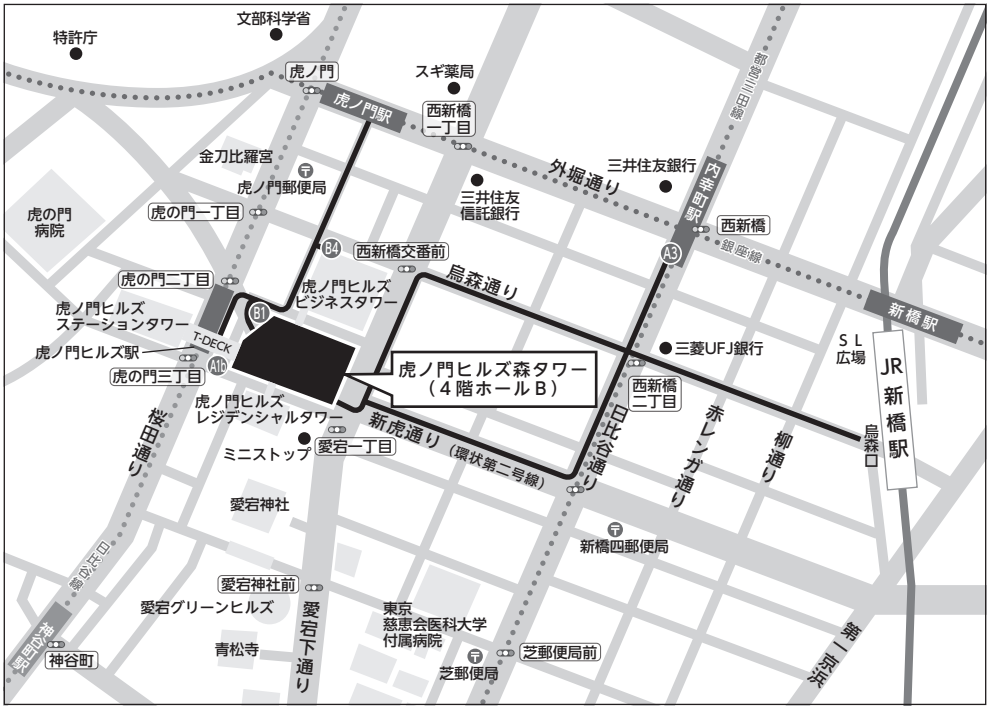
（注）常勤監査役　兒玉　眞二、監査役　山嵜　一夫及び監査役　久保田　英夫は、会社法第２条第16号及び第335条第３項に定める社外監査役であります。

以　上

メ　モ

株主総会会場ご案内図

会場：東京都港区虎ノ門一丁目23番３号
虎ノ門ヒルズ森タワー４階　虎ノ門ヒルズフォーラム　ホールＢ



＜交通＞・日比谷線「虎ノ門ヒルズ駅」Ｂ１出口直結、又はＡ１ｂ出口
徒歩約１分
・銀座線「虎ノ門駅」Ｂ１出口直結、又はＢ４出口(２階デッキ経由)
徒歩約２分
・都営三田線「内幸町駅」Ａ３出口　徒歩約８分
・ＪＲ山手線、京浜東北線「新橋駅」烏森口　徒歩約12分

※駐車場の用意はございませんので、お車でのご来場はご遠慮くださいますようお願い申しあげます。